

第 168 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成 25 年 10 月 31 日（木）

午後 2 時

場 所：県庁行政庁舎 9 階 第一会議室

次 第

1 開 会

2 議案審議（1 件）

議案第 2293 号 仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業の
事業計画変更に対する意見書について

3 閉 会

第168回宮城県都市計画審議会出席委員

伊藤 恵子	(株) はなやか代表取締役
牛尾 陽子	公益財団法人東北活性化研究センターフェロー
大山 弘子	日本ビオトープ管理士会理事
小野田 泰明	東北大学大学院工学研究科教授
木下 淑恵	東北学院大学法学部教授
桑原 雅夫	東北大学大学院情報科学研究科教授
佐藤 政典	公益社団法人宮城県建設センター理事長
森 杉壽芳	日本大学総合科学研究所教授
佐々木 康雄	東北農政局長 (代理)
長谷川 伸一	東北運輸局長 (代理)
小池 剛	東北地方整備局長 (代理)
横内 泉	宮城県警察本部長 (代理)
奥山 恵美子	宮城県市長会会長 (代理)
鈴木 勝雄	宮城県町村会会長 (代理)
内海 太	宮城県議会議員
仁田 和廣	宮城県議会議員
長谷川 洋一	宮城県議会議員
西澤 啓文	宮城県市議会議長会会長
下山 孝雄	宮城県町村議会議長会会長 (代理)

(以上 19 名)

1 開 会

○事務局（楨総括） ただいまから第 168 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

（1）会議の成立

○事務局（楨総括） 本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、19 名の委員の御出席をいただいております。定足数の 10 名を超えておりますので、都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

（2）傍聴人への注意等

○事務局（楨総括） 次に、傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守していただきますようお願い申し上げます。

（3）マイクの説明

○事務局（楨総括） また、委員の皆様には、発言の際は挙手をしていただきますようお願い申し上げます。

（4）議長に進行引き継ぎ

○事務局（楨総括） それでは審議をお願いいたしますが、会議の議長は、条例第 5 条第 1 項の規定により、森杉会長をお願いいたします。

（5）議事録署名人の指名

○森杉議長 ただいまから会議を開きます。

はじめに、いつものとおりですが、議事録署名人を指名いたします。佐藤政典委員と長谷川洋一委員をお願いいたしたく思います。よろしくをお願いいたします。ありがとうございます。

2 議案審議

議案第 2293 号 仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区
被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について

○森杉議長 それでは議案審議に入ります。

○仁田委員 議長。審議前ですけれども、ちょっとだけ言わせてください。

○森杉議長 はい、どうぞ。

○仁田委員 その意見と言いますのは、10月30日付けで、各紙ともそうなんですけれども、閉上の再建計画が当委員会の審議の採択の遅れのために遅れているという旨の新聞発表がありました。私は当局と名取市にもそれなりの意向であるかどうか確認をいたしました。全くそのような話でありまして、我々は名取市の住民の方々が可及的速やかに良い場所に住んでいただく、希望の場所に住んでいただく、また、その復興が早く、速やかに行われるというのを望んで僕らは審議をしていたつもりであります。それが、残念ながら、そういう意見でマスコミ発表があったというのは甚だ遺憾であります。僕は、名取市並びに執行部に猛省を求めたい。そういうことです。

○森杉議長 わかりました。

議事を始める前に、報道機関の方々をお願いします。議事整理の都合上、テレビカメラ等による撮影は冒頭のみとさせていただきますので、それ以降は撮影を止めていただきますようお願いいたします。冒頭と言いますのは今から説明があるところまでよろしゅうございますから、まだ大丈夫です。

それでは議案第2293号。

○内海委員 はい、議長。

○森杉議長 はい、どうぞ。

○内海委員 ただいま仁田委員から意見がありましたけれども、私もそういう認識を持っています。なおかつ、18日の読売新聞の宮城版に名取市長のこういう発言があるんです。「自治体が積み上げてきた議論や判断がこのような形で進まないのは、制度上の問題を感じると不満を漏らした。」これは当審議会のあり方そのもの、つまり、法律によって作られている審議会の審議に対して、それは制度上おかしいと。それがあつたために区画整理事業が進まないというようなことを言うのでは、行政の責任者としては全く私は問題だというふうに、これは指摘しておかざるを得ない。こういう発言は誠に、認めないというわけでしょう。都市計画審議会そのものが問題だということについては、我々は、法律上そういう任にあつている者としては、こういう発言は看過できないということを申し上げておきます。

○森杉議長 はい、わかりました。これは議論いたしませんので。

それでは、もう一度言います。議案2293号「仙塩広域都市計画事業名取市閉上地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」を議題といたします。

まず、これまでの審議の状況と論点について確認しておきたいと思つています。事務局から説明をお願いします。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは、これまでの審議状況と本日の論点につきまして、再確

認の意味で、事務局から御説明させていただきます。

まずはじめに、今月だけで既に3回の御審議をいただくことになりました。事務局の不手際もございました。特に本日の開催に当たりましては、皆様お忙しい中、会議の出席に最大限の御協力を賜りましたこと、誠に厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、本日お配りいたしました「第168回配布資料」の1ページを御覧ください。ここに前回までの審議結果を整理してございます。事務局で分類いたしました「意見書の内容」ごとに御審議いただいた結果、①から⑤-6までの意見については「採択しない」旨を御確認いただいたところであります。ただし、⑤-6には「附帯意見を附すべき」とのことでもございました。したがって、本日御審議いただくのは、残る⑤-7を採択すべきか否か、それから、附帯意見の内容をどうするか、この2点であります。

⑤-7に該当する意見は、意見書番号で言いますと6番と15番の2通であります。2ページ目にあらためてこの2通の要旨を添付してございますので御確認願います。

6番の意見書は、6-1の欄にございまして、防災集団移転促進事業による内陸移転を求める旨が明記されているものでございまして、これは土地区画整理事業計画の外、いわゆる別事業での対応となるものであります。

一方、15番の意見書、これは450名の署名と共に提出されました意見書でございますが、事業手法は明記せずに、災害公営住宅を希望する方、自宅を再建したい方の両方について内陸で移転先を整備するよう求める内容であります。

これまでも御説明してきましたとおり、土地区画整理法に基づきますこの意見書の審査の手続は、閑上地区で計画されている複数の事業のうち、土地区画整理事業だけを対象とした手続でございますので、意見書を採択できるのは、必然的に、土地区画整理事業の計画の修正によって対応できる範囲に限られるということになります。これは制度上の限界でありますし、これ以外の内容につきましては、附帯意見として、当審議会の意見を間接的に市に伝えることができるに止まるというものでございます。

したがって、別事業の対応を求める6番の意見書、それから15番の意見書のうち「災害公営住宅の整備」に関する部分につきましては、採択することはできません。15番の意見書のうちの残りの部分、つまり、自宅再建を希望する方々のための移転先を整備に関してのみ、制度上、採択できる可能性があるということでもございます。

また、採択する場合におきましても、防災集団移転促進事業など別事業による対応を求めることはできませんので、唯一、土地区画整理事業の中で対応できる方法、つまり今回は、被災市街地復興特別措置法を適用して地区外住宅を建設すべきかどうかという点について、御判断いただくということでもございます。

今回、別紙で被災市街地復興特別措置法の当該条文を抜粋したものを、お手元にA4裏表のコピーで恐縮でございますが、用意させていただきます。これが被災市街地復興特別措置法の適用条文であります。

まず第15条であります。点線部分も含めて読ませさせていただきます。施行者は施行地区内の宅地の所有者がその宅地の一部について換地を定めないことについて、同法第90条、これは換地不交付の規定であります。この換地不交付の規定による申し出又は同意をした場合において、その者

が当該申し出又は同意に併せて、当該宅地について交付されるべき清算金に代えて、当該宅地についての換地に施行者が建設する住宅を与えるべき旨を申し出たときは、換地計画において、当該宅地について換地を定めるほか、当該住宅を与えるよう定めることができるというものであります。つまり、従前の権利について、それを換地不交付として、かつ、清算金を求めないという申し出をした場合においては、地区外にそういったものを与えることができるということを定めたものでございます。

それを受けた16条、次のページであります。点線部分であります。「地区外における住宅の建設等」という見出しであります。施行者は、土地区画整理法第2条第1項、これは事業計画の中身という意味であります。つまり、事業計画として、施行地区外において、前条2項又は3項、つまり申し出の場合ですね、住宅を与えるべき旨の申し出をした者のために必要な住宅等の建設又は取得を行うことができる。いわゆる申し出をもって住宅の供給をすることができる、それが事業計画の中身になるという内容でございます。すなわち、この特措法で適用するのは、従前の土地を不交付として、清算金を得ずに、地区外に宅地を設けることができると、こういった内容でございます。

仮に意見書が採択された場合でございますが、県は名取市に対して、特措法を適用した地区外住宅を建設する旨を、土地区画整理事業のこの事業計画に盛り込むよう求めることとなろうかと思えます。市は計画を修正し、再度2週間の縦覧を行い、さらに2週間の意見書提出期間が設けられるということでございます。いわゆる法的な手続だけで1か月を要するわけでありまして。しかし、これは計画の修正に要する時間をカウントしてございませんので、計画修正にさらに時間がかかれば、その分事業スタートが遅れていくということになります。

一方、事業計画が修正されることによりまして、意見書提出者にとりましては、特措法を適用した地区外住宅の取得が可能となるということでありまして。区画整理地区内の土地の権利を放棄する代わりに、地区外で土地と住宅の権利を取得したいという方には、地区外で自宅再建できるという可能性が生まれるということになるわけでありまして。

しかしながら、この制度を使って移転できるかどうかというのは、事業が始まった後、いわゆる換地計画を作成する段階で決まってしまうので、実際に何人の地権者がこの制度を使えるかというのは、現時点ではわかりません。防災集団移転促進事業と比較した場合においては、対象者は非常に限定的になるというふうを考えてございます。

なお、今回の議案に関連いたしまして、昨日、閑上の住民の方々から、県知事あての要望書を受け取っておりますので、御報告させていただきたいと思えます。要望書の写しをお配りしておりますので、御覧いただきたいと思います。要望書の内容は、最後の段落に集約されてございますけれども、「1日も早く被災者の生活再建が可能となるよう、早期に事業認可を得て、土地の買い取りや住宅地の造成、災害公営住宅の建設など速やかに事業着手していただきたい。」というもので、同時に「魅力ある新たな閑上を住民とともに築き上げていけるよう、先の意見書に署名された方々の要望も真摯に受け止め、今後とも被災者に寄り添った復興を推進してほしい。」としてございます。この要望書でございますが、閑上地区の住民1,721名分の署名簿を付けまして、名取市長、名取市議会議長あてに提出されたものでありまして、署名簿の写しとこの文書が県知事あてに提出されたものであります。既に意見書提出期間は過ぎてございますので、この要望書を意

見書として取り扱うことはできませんが、今回の議案に関連する内容でございますので、御報告させていただきました。

以上でございますが、再度繰り返して申し上げます。今回の案件は制度上の限界から今回の意見書の大部分が手続の対象外になったということ、唯一採択可能な「地区外での自宅再建」について区画整理事業の中で対応できる選択肢が「特措法による地区外住宅の建設」という限定的な対応であること、意見書の採択・不採択だけでは今回の意見を本質的に解決することはできず、別事業つまり名取市が災害公営住宅あるいは防災集団移転事業の受け皿、こういったことの対応いかんによること、ということであります。こういったことをあらためて御確認いただきまして、本日、最終的な御判断をお願いしたいと考えてございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○森杉議長 はい、ありがとうございます。直ちに御質問があるかも知れませんが、議事の進め方について先に行います。

まず、⑤－⑦の意見を採択すべきか否かという採決あるいは審議を行い、その後で⑤－⑥とか⑤－⑦に付ける附帯意見の内容については後から審議したいと思います。直ちに、前回の終わりの段階でありました、⑤－⑦の意見を採用すべきかどうかということを行いたいと思います。よろしゅうございますか、そういうことで。

[「はい」と発言する者多数あり]

○森杉議長 それでは、そうさせていただきます。

冒頭説明は以上です。ここからは、写真撮影・録画をおやめいただきたいと思います。

[テレビカメラ等退室]

○森杉議長 それでは、⑤－⑦の意見について審議いたします。先ほども課長からのお話がありましたように、この意見は土地区画整理事業の区域外に集団移転先や災害公営住宅の確保を求める意見です。前回の審議では、「採択すべき」とする意見と「採択すべきでない」という意見に分かれていたように思います。だから、もしも意見が変わらないようであれば、採決にする以外にないと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○仁田委員 先ほど課長から、採択をして知事からの改善命令を出す等々の経緯はありました。しかし、不採択をして、こちらから附帯意見を付けた場合の説明が残念ながらなかったように思いますので。遅れる、遅れない、これは一番大事なことであります。しかし、不採択にして、例えば意見書が出てる部分の対応をどうできるか。その辺はやっぱり執行部の意見を聞いてみなきゃないし、遅れるだけの、採択をして知事からの命令ということしか僕は受け取らなかったけれど

も、やっぱり両者、今から選択肢があるわけですから、両方の一長一短を披瀝を願いたいなと思います。

○森杉議長 はい、お願いします。

○事務局（櫻井都市計画課長） はい。不採択として、附帯意見を付けた場合についての問題ということだと思います。当然、附帯意見でございますので、それについての強制力、市に対する強制力はないわけでありまして。ただし、附帯意見が付く内容にもよるとは思いますけれども、当然これは県あるいは市に対しての附帯意見ということになるかと思いますが、県に、こういった450名を超す方々の意見も踏まえて、市と今後どのようにやっていくかといった内容の附帯意見が出た場合においては、当然、真摯に受け止めて、市と今後も協力していきたいと思っておりますし、市に対して出した内容についても、当然、市がそれを真摯に受け止めて対応していくものというふうには思っております。以上です。

○仁田委員 もうちょっとね、執行部としてはそれ以上、僕らの採択・不採択という方向性を出さずとまずいということもあるんだろうけれども、事ここに来たら、遅れも見通さなきゃないだろうし。例えば、今のお話で、県がそれを受け止めてそれなりの方向を出しながら、市が真摯にそれに取り組む。そういう真摯に取り組む姿勢がないからこそ、ここまで来たんじゃないんですか。その辺のことはまだまだ、例えば、真摯に取り組まなければ、ここは法律に基づく審議会なんだけれども、そこで終わりというんではなかなか、今までやった審議が徒労に帰すような気がするんですよ。ですからもうちょっと、例えば、不採択の場合に県としてはこのくらいの法律的な措置がありますよと。それから復興局。予算を出すのは復興局ですから。その中でも、私は先般ちょっと伺ったけれども、いろいろ意見があるようでございます。その辺の感触を含めて。大前提はとにかく可及的速やかにこの用件が済むことを、そして早い安住の地を皆さんに提供できるようにするというのが基本ですけれども。ですから、その辺の考え方はいかがなものですか。また、採択をした場合に知事の意見書がどのようなものに発展するのかを含めて、またその効力を含めて。先ほどちょっと言ったようですけれども、それも繰り返して。よろしく。

○森杉議長 どうぞ。

○事務局（櫻井都市計画課長） 事務局といたしましては、今までどおり、これを採択すべきか、あるいは採択すべきでないかといったことを私見を述べたつもりはございません。採択した場合の効果と不採択とした場合の効果述べたわけでありまして。先ほどのとおり、仮に不採択となれば、事業がそのまま進んでいくものと、この計画のとおりに進んでいくものというふうに思っております。採択された場合において、事業計画の変更を求めた場合には、市は、当然それを変更せざるを得ませんので、事業計画の内容を変える。つまり今回の場合は特措法の適用をして変えていくということになるかと思いますが。これに基づく復興事業の遅れということでございますが、当然、事業計画の内容を変えるということでございますので、今まで、今の計画を前提とし

て進めてきたこの復興計画については、一時ストップせざるを得ないというふうに思うところがあります。具体的な交付金につきましても、この計画の内容も踏まえた上で復興庁とも調整していくという必要があるのではないかとこのように思っております。

○森杉議長 どうぞ。

○仁田委員 不採択にして意見書を附帯をした、その場合に、まあ場合ですからいろんな結果があるんですけども、その時にどれだけ真摯に意見書も重要にしながら考えようという中で担保されるのかね。また、この審議の後にどういうことが起こるか。例えば先ほどは、名取市並びに市長がそれに真摯に取り組んで欲しいと。この真摯という言葉は大変難しい言葉でありましてね。本人の意見、また客観的な意見、みんな斟酌するとなかなか難しいんですよ。真摯に取り組んだか、取り組まないかというのは。ですから、その辺も踏まえてね、答えてみてください。どうですか。

○事務局（櫻井都市計画課長） これまで3回にわたって御熱心に御討議をいただきました。極めて異例な都計審だと思っております。それだけ都計審の先生方におかれましては、この意見書を重く受け止めて御審議いただいたものと思っております。それについては当然、そういった想いも受け止めて、県が今後、市と一緒にまちづくりをしていくということは当然のことです。先ほど言ったとおり、附帯意見の内容についてもいろいろあるかと思っておりますので、その中で具体的な行動が決まってくるかと思っておりますけれども、それはその中で責任を持って、県が市とともにまちづくりの計画を構築していくということは全く変わらないというふうには思っております。このことについては、市も、こういった御熱心な議論の中で出された結果についても真摯に受け止めることだと思いますし、それが採択であろうが不採択であろうが、その中で市及び県も対応していくということになるんだろうというふうに思っております。

○森杉議長 どうぞ。

○内海委員 今回のこの意見書の審議にあたって、これまでもいろいろ質問をしてきたり、名取市の佐々木市長並びに部長にもおいでを願って、この区画整理事業を速やかに進めると同時に、この区画整理事業をすることによって、閑上の地区に住まない、住みたくない、その人たちが意見書をあげて、公営住宅を作ってくれとか、あるいは住宅を建設する用地を確保してほしいということなんですが、私たち都市計画審議会の意見書を審議するにあたっての権限は、先ほども都市計画課長が説明しておったように限定的なもの、つまり、この土地区画整理事業の換地の中で、区域外に用地を求めることができる。つまり公営住宅について採択しても、権限がないということですから、採択ができない。用地を確保するという一部、限定的な権限しかないところに、私たちの悩みが大きいわけですね。悩みが大きいわけ。それをどう担保できるのかということで、これまで市の市長にも部長にも聞いてきたんだけど、結果的に、求めているところにそれなりの用地を確保することについては、確約が得られなかったんですね。つまり現在まで、何とも

ならないというような状況で膠着の状況で来た。私は、何とか住みたいから早くやってほしい人、その人にも希望を与えるように早く決着したいということが1つ。と同時に、自分の土地、住む土地がなくなった人、しかも多分に買収される価格と新しいところの場合では、相当な差額が私は出てくると思うんですね、名取であれば。相当な、倍とか何倍の価格差になって、新しく用地を取得するにもなかなか容易なことではない。自主再建する場合ですね。そういう状況が見られるので、何とか市の意向でですね、用地を取得することについて努力すると、なんとか頑張っていくということが、最高責任者である市長が表明されれば、これは相当の部分が可能になるんだと、こういう理解を私はしてきたんです。それで、ここ17日以降の今日までの間に、いろいろ委員のメンバーの日程調整などあったと思うんですが、当然、これまでの議論を踏まえて、名取市に対してもですね、委員の審議の状況を伝えて、何とか打開する途はないのかということも、私は事務局としてもですね、県でもやられたと思うんですが、それについての、今日は制度の説明だけで、これまでの県の事務局として対応してきたことについては報告がなかったんですけども、差し支えなければ報告していただきたい。

○事務局（櫻井都市計画課長） 事務局としては、基本的にこの都計審の審議には参加はできません。したがって、この場地的確な情報と的確な解釈をお示しして、適切に御判断いただきたいというふうに思っております。その外でいろいろなお話を市とさせていただいたことは事実であります。この場でこうだということはないかな、差し控えさせていただきたいと思えます。

○森杉議長 はい。

○内海委員 つまり、これまでと同様、進展がないというふうに理解せざるを得ないんですけど、もしそういうことであれば、変化があれば、市長が来て、こういうことでやっていくのでという態度表明がなされるはずですが、今日の審議会にも出席しないということは、従来繰り返してきた、閉上の区画整理地内に住みたくない、住まないという人たちの権利を保障してくれるような内容がないと、私はそういうふうに理解するんです。その上で本件に対する審議をしていきたいというふうに思っております。

○森杉議長 はい、どうぞ。

○長谷川（洋）委員 今日、採択・不採択ということで決定になるということになれば、その後の、新聞でも、かなりこの審議会によって3か月も遅れる、場合によって採択するとそれ以上遅れるという表現もあったように思うんですが、事務局として、採択した場合にどの程度これから時間が必要となるのか、採択にならなかった場合の今後の進み具合についてどう考えているのか。といいますのは、これ、いずれも復興交付金の申請によって事業を進めるということですので、復興交付金は毎月やっているわけではないようですので、その辺のことも含めた今後の進み具合、採択・不採択によつての進み具合というものがどうなっていくのか。そういった時期についてお示しをいただきたいというふうに思います。

○事務局（櫻井都市計画課長） 不採択となった場合におきましては、県知事は直ちに設計の概要の認可をいたします。それに基づいて事業化されるということになります。当然、復興庁からもそれに基づいた復興交付金が可能になるというふうに考えてございます。採択された場合におきましては、先ほども申し上げましたとおり、知事は所定の修正命令をかけるということになります。今回は、1点、特措法の適用ということになりますので、特措法に基づく団地を造成する旨の修正命令がつくものと考えてございます。その後の手続でございますが、物理的には2週間の縦覧と意見書提出期間であります。これに対する事業計画の確定という行為になります。すなわち、もう一度事業計画を練り直して、どういうエリアでどういう内容をするかということになりますので、これについては、私どもとして、事務局はどのくらいかかるのかということはある意味不知でございます。市の中でどういう議論がなされ、どういう計画となっていくのかということにかかると思います。当然、その間は、事業計画が確定されていないということでございますので、事業も止まるということになると。その期間がどのくらいかというのは、申し訳ございません、わかりません。

○森杉議長 どうぞ。

○長谷川（洋）委員 復興交付金の申請の時期がありますね。最近の時期で言えば10月という話も聞いたことがあるんですが、この地区の申請の段階がいつになるのか。その場合ですね、それぞれこの時期がいつなのか御説明していただきたい。

○事務局（櫻井都市計画課長） 失礼いたしました。今まで6次配分までございまして、これから7次、8次とあるというふうに伺ってございます。7次配分につきましては、概ねもう締め切られてございますので、以降、8次配分ということになるかと思っております。8次配分につきましては、復興庁からまだ時期を明確にはされておきませんが、年明けになると。年度ではないです。年明けぐらいになるのではないかというお話をいただいております。概ね1月くらいになるのではないかと考えております。

○森杉議長 はい、どうぞ。

○長谷川（洋）委員 次の申請は1月ということに、今お話しがありました。そうした時に、不採択であれば、意見書はつくものの、その準備にとりかかって1月申請ということになりますね。採択になった場合に、それもわからないという話ですが、急いでやることによって8次申請に間に合う可能性というのはあるのかなというふうに思うんですが、その辺どういうふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 事業計画を策定するのは、事務局ではなくて名取市であります。したがって、修正命令の中でどういう具体的な行為をするかというのは名取市によっているとい

うことを申し上げました。したがって、物理的に法定期間は1か月かかるということをお願いしたわけでありまして。ですから、ここ1か月、2か月で出来上がるのかどうかについては、事務局としては、申し訳ございませんが、そういった情報はわからないというのが、それ以上でもそれ以下でもないというふうに思っております。

○仁田委員 ちょっと関連で。

○森杉議長 はい。

○仁田委員 前段の、不採択にして、そうした場合にその後は名取市が粛々と進めるから進むであろうと。ただしね、課長。この中で大事なことは住民合意なんですよ。今後は土地も買収しなきゃない。いわば、いろんな面が出てくる。それも、今、僕らが聞いている中の1つに入るわけです。だから、必ずしも今回、採択したから遅くなる、不採択にしたからそのまま早くなるということではないんじゃないの。その辺はちょっと、誘導されると困るんだね。

○事務局（櫻井都市計画課長） はい。正確に言います。不採択になった場合においては、県は直ちに事業認可、設計の概要を市に出します。そういう意味において、直ちに事業化されたということをお願いしました。今後、この地区は、その他に災害公営住宅、それからその地区に隣接して防災集団移転事業、あるいは、この地区の中の土地の買い上げということがございます。当然、それは市の地区の住民と向き合った形で買い上げの場所あるいは買い上げの要望、場合によっては災害公営住宅に入る方々との要望、こういったことが当然出てまいりますので、事業がスタートして、これから地域の皆さんとの対話があらためて始まっていくということになるかと思っております。

○森杉議長 はい。

○仁田委員 いずれにしても、僕らで審議会で今しゃべっている、住民の皆様の意見をいかに大事にしていかなきゃないか。これに真摯に取り組んでいただく。ここがポイントなんです。だから、さっきから私は聞いているんだけど、それだけの言質が名取市並びに市長からとれてるのかどうかを含めて、不採択にした場合に進むとか進まないとかいろいろ言っているけれども、いずれやっぱり名取市及び名取の執行部の、またこれに附帯する県の努力も必要なんです。その辺も踏まえて判断したいなと思っておりますのでね。どうもありがとうございました。

○森杉議長 はい。わかりました。どうぞ、御意見どうぞ。

○牛尾委員 質問なんですけれども。

○森杉議長 はい、どうぞ。

○牛尾委員 要望書が知事に出ている。この要望書は意見縦覧の期間外だから、意見としては考えていただく必要はないというお話はありました。ありましたけれども、この要望書というのは、よく読んでみると、早期事業化という点だけがフォーカスされていますけれども、ぜひ文章をよく読んでいただきたいんですが、最後の3行目、「先の意見書に署名された方々の要望も真摯に受け止め」という一項が入っているんです。ということは、早期実現を望む1,000何人かの方も意見書の要望はきちんと真摯に受け止めてほしいということを県に要望しているわけですね。その点に関しての県の御見解をちょっとお伺いしたいんですが。

○事務局（櫻井都市計画課長） 先ほど、私もそのことをお伝えしたと思っております。併せて、意見書を提出された方々の意見も真摯に受け止めて事業を進めてほしいということも紹介したつもりでありますし、それは当然我々も受け止めておりますし、何よりこの450名の方々の意見を重く受け止めて、今まで議論をしてきたつもりであります。それは、意見書が採択されようがされまいが、当然いままでの議論の過程の中で県も重く受け止めざるを得ないというふうに考えてございます。

○森杉議長 どうぞ。

○佐藤委員 閉上の区画整理につきましては、24年の3月に都市計画決定されているわけでございます。その後に事業の説明が入って、地元では今回と同様に西側移転を望む声が非常に大きかったと。それに対して、名取市長さんに対して陳情書あるいは議会に対して請願書が出ていたと。議会としては請願を採択して、それ以降に現地再建あるいは移転再建というものを踏まえた併用案が検討されたというふうに、マスコミやなんかの情報から見ると、なっているわけなんですけど、今回そういった中で、議会の、一度そういった意見を探り上げて、議会でさらに検討するよということなんだと思うんですけど、最終的にはこの区画整理案に定まってきたと。その時の議会の判断というものがわかれば、教えていただきたいんですけど。どういう判断をなされたか。

○森杉議長 これはちょっと、この時点になりますと。どうぞ。

○事務局（櫻井都市計画課長） 新聞報道等でしか知りませんが、やはり事業を遅らすことができないという中で選択してきたというふうな報道は見ているつもりではありますが、申し訳ございませんが、それ以上はちょっとよくわかりません。

○森杉議長 はい、どうぞ。

○佐藤委員 ということは、おそらく、議会としても「事業を止められない」と。ただし、西側に行きたいという方の意見も無視できないということなんだと思うんですけど、そういった中で、

確かに震災から約2年8か月、もうすぐ3年になろうとしているわけですね。そういった中で、さらに整備するとすれば、また数年かかるということもあって、ある程度、議会でもそういった判断がされたのかなど。新聞報道やなんかで見た範囲ではですね。復興に直接携わっている議会、そういった議会の意見というものを当然十分に尊重した中で、今回、採択するか不採択にするかというものを、結論を出していく必要があるのかなというふうに思いました。

○森杉議長 はい。ありがとうございました。どうぞ、御意見どうぞ。

○桑原委員 今、お話聞いておられますと、採択した場合と不採択にした場合で、我々は民意をなるべく反映するということと、それから遅らせないということ。両方の狭間で苦勞しているわけですね。今、採択の場合と不採択の場合の御説明があったんですが、採択の場合ですと特措法の適用があると、これはもう法的に強制力があるわけですね。ところが、特措法で救えるのは、自宅再建のできるごく一部の方であって、災害公営住宅あるいは防集事業の対象者はそれでは救われないということで、結局、採択した場合でも、今回大勢の方が希望している災害公営住宅と防集事業の方たちとの対話というのは、結局、市が実際の区画事業を始めて、住民の最終的な意向を聞くという段階になって、それぞれの人が買収に応じるか、あるいは換地に応じるかというようなところで、住民との最終的な対話が始まると、私はそう理解しているんですね。その点については、採択した場合でも不採択した場合でも同じだと、僕は今思っているんです。その点、私の理解が間違いないかどうか、ちょっと確認したい。

○事務局（櫻井都市計画課長） はい。桑原委員のとおりだと思います。法律的な効果を私は言いました。法律的な効果でやることができるのはこの形だと。で、先ほど言ったとおり、その後、当然、事業を採択しても住民との対話が始まります。採択すれば当然、そういう中でも始まります。一方で、災害公営住宅を作らないという、ずっとそういう市の判断がそのままであれば、それはそのままということでもあります。つまり、縷々申し上げたのは、効果としてあるのはそういった効果だということでもあります。

○桑原委員 したがって、採択と不採択と何が違うのかって端的に申し上げると、特措法の部分だけであって、あと災害公営住宅だとか防集事業の多くの方々に対する違いというのは、ほとんどないと。そんなふうに私は理解して、最後の採決に臨もうかなと思ってるんですが。はい、ありがとうございました。

○森杉議長 はい、どうぞ。

○佐藤委員 採択してやった場合につきましては、今おっしゃられたとおりに、ごく一部の意見を採択するという形になるんだろうと思います。いずれこの問題を全体的に解決するためには、この土地区画整理事業と分離して考えていかなければ、全体的な問題の解決にはならないんじゃないのかなというふうに思います。

○森杉議長 どうぞ。

○小野田委員 なかなか難しい、今もう被災されて、一刻も早く復興を待ち望んでおられる被災者の方々がいらっしゃる中、都計審、都計法 77 条に定められた権限しか持たない都計審とはいえ、現実の事象を勘案しつつ議論を進めるために、時間が、どっちの採決をしたらどうなるか、時間はどっちがリスクが多いんだろうというのを真摯に斟酌するのは委員として当然のことですし、委員の先生方の責任感の現れというふうにも思っていますが、同時に、都計審の議論において、時間が人質になって、それに対して縛られた状態で議論しなきゃいけないというのは非常に不健全だなというふうに思っています、ここまで2年半、3年近く時間がある中で、マスコミにもこの委員会によって遅れているみたいな報道がなされているらしいですけれども、非常にそれは不思議なことであって、時間を早く進めればそれでいいのかというか、それに逆らうものはすべて民意に反しているという、非常に思考停止の単純化が行われているというふうに私は見えています。実際に、阪神でも、仮設に本当に大変なお年寄りがいっぱいいて、早くこの人たちを入れなさい、入れなさい、入れなさいとマスコミの大キャンペーンがありました。それに応じて神戸市がそういう人たちだけを収容する、とにかく早く作るために巨大な公営住宅を作りました。一番早く作りました。そこが孤独死の集中的に起こるような、非常に悲惨な場所になってしまっているわけですね。それが起こったら、今度はマスコミの皆さんが、別にマスコミ批判をしているわけではないんですけれども、「これはおかしいじゃないか」というふうに。やはり、計画というのは「遅効性」という、遅れて効果が現れる事象がいっぱいあるので、それを勘案して計画を進めないと、絶対にダメなんです。メディアの皆さんは非常にドッグイヤーというか早い時間で経過しておられるので、そういうことはあまりあれかも知れませんが、やはり、様々なインパクトを見ながら判断しなきゃいけないというところで、ここで時間を使っているのは非常にけしからんという、時間ファッショが全体の空気を覆っているのは非常に不健全だというふうに私の感想をまず最初に述べさせていただきます。

それで、十分時間はあったはずなんです。それは都計審の話じゃなくて、名取市側。住民の皆さん。私、昨日、岩沼市のアドバイザーも、岩沼の市長に言われてさせていただいてるんですけど、もう玉浦の検討報告書が出て、もう街の名前を決めてるんですね。3月には竣工する。一部ですけども、一番早い地区が竣工する。もちろん閑上は規模も大きいし、歴史もあるし、この岩沼6集落とは状況が違いますけれども、それにしても、そういう速度感で市と住民が非常に喧嘩もしながら、でも腹を割って話し合っただけで彼らもここに来て、我々もそれに引きずられる形で一生懸命汗かいてやってきたわけなんです。やっぱり、そこが大事なんですね、復興の中で。

もともと都計審でこの復興計画の是非を議論する権限もないし、ここにこういう議案が上がってくること自体が不思議なことで。ただ、ここに上がってきたということの重さを委員の先生方がしっかり受け止めて、これは1回の議決で拙速にするのではなくて、問題の構造を明らかにして、どういうふうに被災者の皆さんなり、市当局に返せるのかと真剣に議論した結果、3回やったということですよ。しかも1か月の間に3回やったって、すごいスピードでやっていますけど、それを非難する神経が何かちょっとよくわからないんですが。私、たまたま委員になってますけ

ど、委員じゃなくてもこれは非常に妥当なことだと思います。

それで、都計審で議論すべきことは何かっていうと、区画整理とか都計関係の法律の運用においては、どうしても住民の財産権の制約というものが出てきます。公共の利益が一方にあって、公共の利益と財産権の確保みたいところは、単に行政の中で運用しているだけではダメなので、こうやって民意を一部反映するような形で社会常識なり時代精神を反映させるために都計審があるわけですよね。だから、ここでも民意というか、皆さんのお気持ちが十分汲みとられてないと。計画づくりにおいては、計画は確かに、私も専門家ですけれども、非常に先進的だし、踏み込んだ計画にはなってますけれども、明らかに民意調達は、こう言うと非常に失礼ですけど、失敗というか、問題があったんじゃないかと言わざるを得ないと思うんですよね。先生方が今ここで議論されているのは、その民意調達が果たして修正されるかどうか、される保証があるかどうかということなのですが、それは、この都計審の権限は特措法の15条を適用するかどうか、それが、桑原先生がおっしゃったように、清算の要望があった人じゃないと発生しませんから、基本的に自力再建の人のみに適用されるという小さいものですが、議論としては、民意と公共の利益の間でどのようなことが確保できるかということをしっかり議論を、させられてしまったと言いたい方があれですけども、というわけなんですよね。実際に特措法の改善命令が出て動き出すということですが、同時に、これだけマスコミの皆さんがいらっしやって、見られておられるので、改善命令を出すっていうことは計画自体があまりよしくなかったのではないかなという副次的効果を生むということも少し勘案しておくべきかなと思っています。なので、私は採択に対してかなり怖がっているわけなんです。でも同時に、今、先生方が心配されているように、民意調達が変わらないんじゃないかという危険があると、やっぱり大きいメッセージを送らないと市は動かないだろうなっていう、そのジレンマだと思うんです。ここに今日、市長もいらっしやってないし、新しい材料がないので、今までの印象をベースにして各委員が粛々と判断するという事しかないと思いますけど。

当事者じゃないですけど、事務局で県がここにいらっしやって、そこら辺の指導をどれぐらいやれるのかという話をさんざん聞いても、なかなか難しいという御返事でしたが、例えば、不採択にするにしても、市に対する建議を行うことはできるわけですよね、この委員会です。その建議と、法律上の拘束力はないですよね、皆さんよく御存知だと思いますけど、単なる附帯意見とどの程度違うのかと。例えば建議になった時に、どういうサポートが可能なのかというあたりをもうちょっとだけ教えてもらえますか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 建議の場合は、誰に建議を行うのかということになると思います。そもそも建議というのは、その団体が一定の意思を持って物を言うということでございますので、県に建議をする場合もありますし、市に建議をする場合、両方考えられると思います。それは、明確にこの都計審の意思としてその公共団体に伝えるということになるかと思っています。

附帯意見というのは、あくまでこういった議決をした上で、やはりこうした方がいいんじゃないかといったことを、都計審として附帯の意見を付けるということなので、法的拘束力はあるのかというのは、確かにどちらもないと思いますけど、都計審の意思としてどうなのかというのは、当然、建議の方が強いというのは理解はしております。

○森杉議長 ちょっと待ってください。どうぞ。

○小野田委員 内海委員が「建議がどの程度役に立たないか知らないだろう」みたいな形で。いや、議員の先生方はプロですので、私も建議についてよく知っているわけではないんですが、マスコミの皆さんが来られていて、審議会が県に対し「市をしっかりと指導してほしい」と。市に対しても「今までの事象が、計画は悪くはないかもしれないけれど、民意調達には明らかに失敗しているので、やり方を変えなさい」という建議を出して、それをマスコミのみなさんが流布していただくことは、非常に私は価値があるかなと思っています。なぜならば、特措法の非常に中途半端な権限しかないのに修正意見を出させちゃうと、計画自身が良くないんじゃないかというふうにごっちゃになって伝わると思うんですよ。なかなか仕分けしにくいから。もう1回申し上げますと、計画自体はそんなに悪くないし、1,000何人の方も「早く実行してくれ」とおっしゃっている。悪いのは民意調達。民意調達のやり方をしっかり変えて、今ここに心配なお顔をしておられる方々、この間も意見をお伺いした時に「我々は別にこの計画を変えろと言っているわけでもないし、遅くしろと言っているわけでもないし、政争の道具としようとしているわけでもない。ただし、そこに生きる人たちの権限が一方的にゼロ・イチで制限されることについて問題を感じている」と。それをどう活かすかというのを少し調整をしていただく、とりかかりぐらいにはなるかなというふうには思いましたが、プロである先生方の意見もまたお聞きしたいところでございます。

○森杉議長 どうぞ。

○内海委員 行政法のプロでないので、先生のお話、先生がそういうふうには認識されている、それ自体は私もそのように思っていますが、ただ、名取市長に対する建議もありますね。それから、県知事に対する都市計画審議会の。ただし、今の地方分権法で知事の権限がたぶん建議された内容を名取市長に伝えるだけなんですよね。それをそのようにしてもらわないと困るという相当な行政指導ということは、現行法上でできないじゃないかと、私たち今まで議会の審議に携わっていて。ですから、先生の御意見をマスコミを通したり、マスコミを通じて世論に対して、そういうことを提供することによって、その効果は私はあると思うけど、実際の。であれば、であればですよ、これまでも議論してきたように、この行政不服審査法によるひとつの役割を担っている都市計画審議会に住民の皆さんが出すと。出してきて、これはこうだと。こういう区画整理事業をやって我々の居住地は進まないところにやってもらったって困ると。何とか確保してほしいということになって来なかったんじゃないか。だから、先生も先ほどもお話しになったように、ここにあがってくるということは、何とか救済を求めて、最終的な法律に裏付けられた意見書というものを出してきたんだろうと、私はそういうふうな認識をしているんですよ。それに対して一顧だにしないというか、ちゃんとした答えがないというところに困ったし。と同時に、特別措置法によって意見書を採択しても、限定的な。それでももちろん大きいとは思いますが。自立再建する人にとっては、用地をちゃんと確保するということが大きいとは思いますが、その他に、「公営

住宅に入りたい」、あるいは「防災集団移転に行きたい」という人には、この意見書の採択で措置は可能にならないというジレンマを私たちは抱えているわけですね。どうしたらこの問題を解決できるのか。まさか、あがってきたものを差し戻しという権限もないんだよね。これは採択か、不採択か。採択か不採択するまでの継続審議しかないわけです。ところが、1日も早くやってもらいたいという人の立場に立てば、早く決着をつけてあげたいし。と同時に、「何とか用地を確保してほしい」と、こういう人たちの希望を叶えてあげてを同時にね、少なくとも100%でなくても、相当の部分が出来ないのかと。そういうことをやれない現在の都市計画審議会に与えられている権限の中でしょうとすると、これはなかなか難しいんだなと。どうやったらいいんだろうなということで、私たちもない頭を絞りながら、そういう法律家の人たちの意見も聞きながら、今日ここに臨んでいるわけです。名取市自体の問題ですよ。県がさほど介入できないんですよ。さっきも言ったように、建議をやったとしても介入できないというジレンマ。それをどうしていくかということです。

○森杉議長 どうぞ、課長。

○事務局（櫻井都市計画課長） 細かい話ですみません。建議は県にだけではなくて、関係機関、関係行政団体に建議できますので、都計審として名取市に建議はできます。都計法上は県にだけではなくて、各関係機関にできます。

○森杉議長 はい、どうぞ。

○仁田委員 だいぶ各委員からも意見が出て。ただ、ちょっと危惧する意見が出たのは、要するに「一部の人たちだけだ」という意見が出たんでね、これは僕はまったく違うなと。僕らとしては、民意を反映をしながら、その計画が可及的に進むように意見を出してるんですから。また、後の意見書を聞いても、先ほど牛尾委員が言われたように、後段で、とにかくこの意見書を出した人たちの要望もまた、真摯という言葉が出てきますけれども、そういうことなんでね。やっぱり、基本的に僕らのスタンスは、住民の皆さんの意見を反映をさせながら、いかに早く、そして立派な復興・復旧を遂げてもらうか。そういうのが僕は目的だと思うんで、1つだけ付け加えさせていただきます。

○森杉議長 どうぞ、御発言ください。採決はせざるを得ないという雰囲気ですが、御意見を賜りたいと思います。どうぞ。

○佐藤委員 1点だけちょっと確認させていただきたいんですけど、都市計画審議会に諮問された答申として附帯意見をつけるということですね。それと、都市計画審議会から自治体に対して建議、併せてやるということが出来るのでしょうか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 可能です。

○佐藤委員 そうすると、県の指導と、市に対して、市の中にも当然いろんな意見をお持ちの方がいて、当然、議会やなんかでも審議されると思うんですけど、両方やることによって2つの縛りがかかるといえることが出てくるのかなと思うんです。

○森杉議長 附帯意見とか建議につきましては、後から議論することにしておりますけれども、5-⑥についてはおそらく附帯意見というものがまずついてきますから、ここでの建議が連動してきますので、それ自身は5-⑥に対しても5-⑦に対してもできるということと認識しております。

御意見ありませんか。どうぞ。

○小野田委員 さっき時間を人質にすることに對して非常に厳しい意見を申し上げましたが、そういう風潮を煽っているメディアの皆さんにもどうかと思うところがいろいろあるんですが、これはちゃんとぜひ聞いておいていただきたいんですけど、ニュースが売れないと商売にならないからそうでしょうけど、そういう新聞を見て世論が作られて、その人たちに説明に行く時に、遅効性の出来事というのは、遅く効いてくる出来事というのはほとんど聞く耳を持っていただけないんですよ。丁寧に説明すればわかってくれますけど。それは本当にアゲインストです。そうやって早く決めると次に問題が起こるから、皆さんはニュースがいっぱいあっていいかもしれませんが、それではやっぱり困るので、そういうことについては少し、私も含めて、ぜひ反省をしたいなと思っているんですが、同時に、人口フレームまで見直していくとなかなか大変で、これはもう復興の期限だというふうに一応言われている2017年までのプロセスに到底間に合わないんですね。実際は、採択しても特措法15条・16条だけだから、大きくは抵触はしないとは思いますが、ただ、ここで採択されたということでネガティブキャンペーンが張られちゃうと、本当に計画自体が非常に厳しくなってしまうので、それは意見書を出された皆さんにとっても好ましくないことだと思うので、どちらの判断が出たにしても、鬼の首をとったようなネガティブキャンペーンは誰の得にもなりませんよというか。それでもそういうことになるのかもしれませんが、それで得をする人は誰もいない。時間を人質にするなど言いながら、時間を人質にとって逆になっているのはすごい自己矛盾で。ここにいる皆さんがそうだと思いますけど、先ほど内海委員もおっしゃいましたが、非常に悩みながらここにいるわけで。我々聖人君子ではないので。そこでいうネガティブキャンペーンの安全が担保されるのであれば、私もある程度拘束力のある判断は「あり」というふうには思っているんですが、そこらへんがいまひとつ、信用してないと言ったら怒られますけど、ちょっとインパクトが怖いので、私はそっち向きの判断はしてますけど、それはもう委員の先生方が胸に手を当てて「どっちがいいかな」と決められればいいことだと思いますが、そういう状況があることを少し場外の方にも、もう1回、しつこいようですけどお伝えしたかったわけです。

○仁田委員 今回ここまで意見書が出るまでの経緯というのは相当長年、2年何か月かのいろんなプロセスを経ているんですよ。たぶん今回の件で、県の市町村課とか、それから県の執行部の

内部には、これが他の市町村に及ぶんじゃないかと。市町村代表の人たちもおいでですから。ただ、僕は本当のレアケースだと思いますね。ここまで意見を出す方々がそういう運動を始めた時点で、私が首長だったら、当然その方々と会って真摯に、また真摯出ましたけれども、意見を聴きますよ。それが実行できるかできないかは別にしても。そして、まとまってここに来た段階でも、市長がここに登場したわけですから。その段階で、やっぱりこれだけの、僕らからも相当な意見を聴きましたので。やっぱり、じゃ、この都市計画審議会の意向も踏まえて、「私どもとしては、高台に移転をする計画、見直させていただきます」ぐらいは、普通の首長だったら僕はやると思うんです。ちょっとネガティブになり過ぎて申し訳ないですけども、陰で我々も相当彼にも接触したり、いろいろやりましたから。これがいいことか悪いことかは別にしても。ですから、本当の稀なケースだと思います。ただ、大事なのは、先ほどから言ってる民意調達なんですよ。民意をいかに反映させるか。ですから、私は自ずと、それに対する、考え方の変更を求めるための強烈な方向付けというのは必要かなと考えております。以上です。

○森杉議長 御意見ございませんか。採決に進んでよろしゅうございますか。

御意見が割れているようですので、全員一致ですと採決する必要はありませんけど、どうも今のところは微妙に意見があるように思いますので、採決をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と発言する者あり〕

○森杉議長 それでは、⑤－⑦の意見を採択すべきかどうかについて議決を行います。⑤－⑦の意見を採択すべきかどうかについて議決を行います。いいですね。委員の意見が割れておりますので、「採決」により決することとなります。よろしいですね。採決の方法は「挙手」によることとしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と発言する者あり〕

○森杉議長 よろしいですか。「挙手」です。

それでは、「議決の要件」について確認します。都市計画審議会条例の写しを配布しておりますので、その第5条を確認してください。第5条を確認してください。第5条ですね。一番下のところです。当審議会において議事を決するための要件は、委員総数の2分の1以上の委員が出席した上で、出席委員の過半数をもって決することとなります。議長は採決には参加せず、可否同数であったときに最終判断を行います。採決はこのようなかたちで行いたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と発言する者あり〕

○森杉議長 それでは、そのように進めさせていただきます。

現時点で出席委員が 19 名ですので、会議は有効に成立しております。議長を除く出席委員は 18 名です。9 名で可決同数、10 名で過半数ということになります。

それでは、採決を行います。まず、⑤－7 の意見を「採択すべき」とする委員に挙手していただきまして、次に、「採択すべきでない」とする委員に挙手していただくという順序で採決をしてまいります。

それではお願いしたいと思います。まずですね、「採択すべき」とする方は挙手を願います。

[挙手した委員]

伊藤委員、牛尾委員、大山委員、桑原委員、横内委員、仁田委員、長谷川（洋）委員
（計 7 名）

○森杉議長 7 名ですか。間違いありませんか、事務局。7 名ですね。はい、ありがとうございました。意見を「採択すべき」とする委員は 7 名です。7 名では過半数を満たしておりませんので、次の「採択すべきでない」とする方の挙手をお願いすることになります。よろしいですか。

「採択すべきでない」とする方は挙手を願います。

[挙手した委員]

小野田委員、木下委員、佐藤委員、佐々木委員、長谷川（伸）委員、小池委員、奥山委員、鈴木委員、内海委員、西澤委員、下山委員（計 11 名）

○森杉議長 ありがとうございます。11 名ですね。間違いありませんね。

11 名で、出席者数の過半数を超えておりますので、⑤－7 の意見は「採択すべきでない」と決定いたします。ありがとうございました。

○森杉議長 それでは、直ちに、重要な附帯意見と建議についての審議をいたします。

附帯意見を付ける項目といたしましては、⑤－6 と⑤－7、この両方ともが挙がっております。この 2 つに限定して附帯意見を付けるということによろしゅうございますか。

[「はい」と発言する者あり]

○森杉議長 はい。それでは、⑤－6 と⑤－7 に附帯意見を付けることにいたします。

次に、この附帯意見の内容について審議します。附帯意見だけにするか、附帯意見と建議というものを付けるかどうかということなんですけど、ちょっとこれ結構難しそうですね。両方ともですかね。両方とも。どんな感じになりますかね、附帯意見を付けるとなると、附帯意見は。事務局の方で。はい、どうぞ。

○内海委員 いままで議論してきた内容、特に。

○森杉議長 民意調達ですね。

○内海委員 ええ。民意を調達するというかね、そこに住まないという人たちに対するそれをやっぱりちゃんと付けると。それから、公営住宅なんか直接は入りたいと、そういう意見があったので、公営住宅とか防災集団とか、とにかく「住宅を建てられるところを確保するということが最大限尊重して、その実施を迫る」という意見にして、建議もそういうふうにしたらいんじゃないかと。

○森杉議長 建議も同じような文章になるんですか、建議というものは。そこはどういうふうに。

○内海委員 求める文章の内容は、内容というか趣旨は同じ。

○森杉議長 求める格好になるんですか。基本的に趣旨は同じものを2つ作るということですかね。というのは事務局的には、形式的には大丈夫ですか。

○事務局（櫻井都市計画課長） それはあり得ますけれども。

○森杉議長 わかりました。それでは今の御意見。どうぞ。

○小野田委員 私も内海先生と同じですが、附帯意見としては、少し詳細に状況を解き起こして、何でこうなってこうなったか、こういうことじゃないかという解説が含まれるかなど。建議はもうちょっとシンプルに、やはり民意調達の今までのあり方を見直しなさいと。市は「協議会方式でこうするから大丈夫です」と言ってますけど、それはなかなか微妙で、やっぱり「第三者的な判断を入れながら、今までの民意調達のあり方を明らかに見直して、しっかりと民意を調達すべきである」という、わりとシンプルなところできっちり書き込んだ方が役割分担ができるのかなというふうに思ってます。で、やっぱり復興計画については、国交省、復興庁、県その他関係省庁、農地ですと農水が絡んできて非常に複雑な事象なので、なかなか具体的に「これこれこうしろ」ということで縛りにくい側面も、まあ、だから、市の方もすごく抵抗されてたわけです。今までさんざん復興庁と協議して作った内容に、「意見書で何で文句付けられなくちゃいけないんだ」みたいな、「もう十分調整してますよ」みたいな話でしたから。そもそもその思考に問題があるので、「ちゃんと民意調達はしろ」と。だけど、具体的な調整については、「それぞれ問題があるだろうから、その中でベストの調整をしてくれ」と。で、民意調達の組織づくりについては、第三者の意見を、いままでの市がお手盛りで作るんじゃないなくて、「第三者の意見をしっかりと聞いて、民意調達の適切な枠組みをきっちり設定すべき」というところに絞った方がより実効的なような気がしております。

○森杉議長 わかりました。はい、どうぞ。

○仁田委員 私は賛成した方だからあまり意見は言わないでおこうと思うんだけど、19名の中で7名が知事の命令を出させるべきだということなので、それも重く受け止めながら、また、多数の方々が附帯意見でいいだろうと。ただ、先般いろいろとしゃべっているように、法的な拘束はないので、できるだけ市の猛省も、市長を含めてしていただきながら、事務局と会長の間で原案を作ってもらって、そして可及的速やかにまた、今日はちょっと無理だろうから。そこまで準備してたとなったらちょっとおかしくなっちゃうから、また審議会、最終の話をちょっと早めにやってもらって。まあ向こうとしては結局、復興局とかいろんなところは止まらないから、そのまま進められるということになるでしょうけれども、ゆめゆめ、我々の7名のみならず、この大勢の方々が意見書を出した。その辺のことはがちりと附帯意見なり建議に付けていただいて、「今後こんなことのないような姿勢を求める」ということで結んでいただきたいなと思います。以上です。

○森杉議長 どうぞ。

○桑原委員 結果これ不採択になったわけなんですけど、これからの最悪のシナリオを考えると、結局、区画整理事業を本格的にやり出したときに、先ほども言いましたけど、個々の住民と換地や買収の話をしていった時に、予定どおりいかなかったと。そして、今回のこの区画整理事業の計画を結構大幅に変更しなければならなくなっちゃったと。そうすると、またここにあがってくるわけですね、計画変更で。それはもう、すごく計画を遅らせるということになるわけで、「もうそういうことは絶対にしてくれるな」というような強いメッセージをですね、私としては出したというふうに思います。

○森杉議長 ありがとうございます。御意見どうぞ、お願いします。

○牛尾委員 附帯意見の場合はあれなんですけれども、建議の場合ですね、市として何らかの対応を形に示すようなことはないんですか。つまり、「建議いただきました。ありがとうございます。はいさようなら。」という世界なわけなんですか。

○事務局（櫻井都市計画課長） それは返事をよこせという。都計審としての意見ということになるかと思いますが、それは市としてそれをどう受け止めてどう返すのかというのは市にかかってくるとは、我々もそうですけど。都計審として「こうあるべきだ」というのがある意味建議だと思いますので、それを受けてどう返すかというのは、それぞれの団体側がどう受け止めて答えを出すかということにかかるとかと思いますが、強制力で「持ってこい」というのではないと思います。どう受け止めるのかと、どういう建議があるのかということだと思います。

○牛尾委員 もう1点なんですけれども、任意という話が出たんですけれども、やはりこの都市計画審議会の性格上、行政委員が7名なんです。つまり行政外の委員は11名。11名のうち7名が意見を採択した方がいいんじゃないかという部分。行政は行政を否定しませんから。残念ながら、

構造的に。その部分はきちんと附帯意見に入れていただきたいと思います。

○森杉議長 はい、どうぞ。重要な審議ですから、どうぞ御発言をください。

○小野田委員 だんだん居心地が悪くなってきて、言い訳させていただきたいんですが、先ほど仁田先生からも話がありましたけれども、私も非常に揺れ動いていて、もうほとんど採択もありかなと思ってはいたんですが、反作用が大きい、復興事業にもかかっていたりしますので、その遅効的な効果を見ると反作用が多いかなと思って不採択には入れましたが、でも、気持ちとしては、今、牛尾先生がおっしゃったように、今までのあり方について非常に疑問を持っていますし、それについては、これが法的拘束力がないからということで、無回答で無視、スルーされるということは、社会的・道義的にもちょっとあってはいけないとは思っております。そこらへんは、さっきマスコミに喧嘩を売るようなことを言っておきながら、今度はすり寄っている俺はいったい何なんだということになります。皆さんの方でもそういうことを盛り上げて、名取市に対して、先生方の言葉を借りれば、猛省を促して具体的な対応を引き出していくと、そういうことではないかなというふうに思います。

○森杉議長 どうぞ、他に御意見ください。民意調達をしっかりとくださいということと、この採決の結果はどうだったかということと、それから。民意調達と、採決の結果としてどういう状況であったかということと、反省をしてくださいと。

○小野田委員 建議をスルーするということは、道義的にあり得ないというか、スルーをしないでくださいねというのを名取市に対して、世論を盛り上げていくと。

○森杉議長 もう1回言ってください。

○小野田委員 建議が名取市に対して都計審から出されると。その建議を尊重しないという態度は、やっぱり道義的には許さるものではないんじゃないかということは確認したいということです。

○森杉議長 建議を道義的に、責任を持って応じてくださいということですね。はい、わかりました。

○小野田委員 変更命令とか法律を使っちゃうと、強制力はありますけれども、同時に反作用もあるので、反作用がある手法、メスを入れるのではなくて漢方薬でじわっといくことにしたんですけど、でも目的というか、意思としては変えてほしいということは変わらないですよ。同じです。そこらへんをぜひ共有したいなというふうに思っております。

○森杉議長 わかりました。どうしましょう。事務局、今、原案を作れそうですか。それとも、こ

れ、どんなふうにして。どうぞ、どうぞ。失礼。

○大山委員 私も牛尾委員と同じ考えを持ってしまして、関係行政機関の職員が7名いらっしゃるんですけども、法的に手続がきちんとなされていれば自ずと結論は決まっているので、そういうところをカウントしたというのも今後の課題ではないかと思いました。

○森杉議長 もう1回言ってください。よく聞こえなかったんですけど、大きな声で言ってください。

○大山委員 法的手続が、今回の場合、きちんとしてここまできたわけですね。ということは、関係行政機関の職員の意見というのは、自ずと決まっているということだと思います。それを採択の、同じようにカウントしたというのは、今後の都市計画の審議のあり方について、1つ課題ではないかと思いました。

○森杉議長 なるほど。この点はどうなんですか。

○事務局（櫻井都市計画課長） この審議会のメンバリングについては、「都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令」というものに基づきまして、メンバリングをさせていただいております。その中には、行政委員も入れることということがございまして、その大きさをどのようにするかというのは確かにあるかと思いますが、行政委員の方に議決権を与えないということとはなかなか厳しい、ちょっとそれは難しいなという感じがします。確かに、公正を期してどうやるかということは課題として承らせていただきたいと思います。それに対して、いま、この部分が極めて不都合であるということについて、申し訳ございません、一応、政令に基づいてやっておりますので、なお御指摘は検討させていただきたいと思っております。

○森杉議長 はい、ありがとうございました。それでは、附帯意見と建議について、県の方で原案を作らせていただいて、皆さんにまたもう1回チェックをいただくという格好にした方がいいですかね。

○事務局（櫻井都市計画課長） はい。またここでお集まりいただいて御審議というよりは、まずは事務局と会長で原案を作らせていただきまして、それを皆様方にお示しをし、その中で収斂させていただければ、これは可及的速やかに作ってお示しした上で、作り上げていきたいと思っております。

○森杉議長 そういうことでよろしゅうございますか。

〔「はい」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 はい。ありがとうございました。それでは、進行の方がもうなくなったんですけど、これで都市計画審議会を終了いたします。皆様、長時間ありがとうございました。

3 閉会

○事務局（楨総括） 慎重な御審議ありがとうございましたこれで審議会を終了いたします。ありがとうございます。

午後 3 時 40 分閉会